

## 電気供給約款<東京電力エリア【低圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>2 供給約款の変更</p> <p>(3) この供給約款は、消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の改定があった場合、改定後の税率が適用された内容に自動的に変更されるものとします。</p>	<p>2 供給約款の変更</p> <p>(3) <u>託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給約款を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給約款を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。</u></p>
<p>4 単位および端数処理</p> <p>(2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。<u>ただし、14（従量電灯）(1)ニおよび(2)ニの場合（いずれも接続供給契約において、電灯定額接続送電サービスおよび臨時接続送電サービスをその内容とする場合を除きます。）または、15（低圧電力）(1)ハまたは(2)ハを適用した場合に算定された値が0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5 キロワットといたします。</u></p>	<p>4 単位および端数処理</p> <p>(2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。<u>ただし、15（低圧電力）(3)を適用した場合に算定された値が0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5 キロワットといたします。</u></p>
<p>9 供給契約の単位</p> <p>当社は、<u>電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き、1 供給地点特定番号について1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。</u></p>	<p>9 供給契約の単位</p> <p>当社は、<u>1 供給地点特定番号について1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。</u></p>

<p>13 契約種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電灯需要</td> <td>marueB プラン</td> </tr> <tr> <td>marueC プラン</td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td>marue 低圧プラン</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別メニュー	電灯需要	marueB プラン	marueC プラン	電力需要	marue 低圧プラン	<p>13 契約種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電灯需要</td> <td>marueB プラン</td> </tr> <tr> <td>marueC プラン</td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td>marue 動力プラン</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別メニュー	電灯需要	marueB プラン	marueC プラン	電力需要	marue 動力プラン																
需要区分	契約種別メニュー																														
電灯需要	marueB プラン																														
	marueC プラン																														
電力需要	marue 低圧プラン																														
需要区分	契約種別メニュー																														
電灯需要	marueB プラン																														
	marueC プラン																														
電力需要	marue 動力プラン																														
<p>14 従量電灯 (1) marueB プラン ニ 料金 (イ) 基本料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約電流</th> <th>月額基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 アンペア</td> <td>810 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>40 アンペア</td> <td>1,080 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>50 アンペア</td> <td>1,350 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>60 アンペア</td> <td>1,620 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金 (円/kWh) は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>19 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>26 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>26 円 42 銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流	月額基本料金	30 アンペア	810 円 00 銭	40 アンペア	1,080 円 00 銭	50 アンペア	1,350 円 00 銭	60 アンペア	1,620 円 00 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 52 銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 00 銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 42 銭	<p>14 従量電灯 (1) marueB プラン ニ 料金 (イ) 基本料金</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>825 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,100 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,375 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,650 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>19 円 88 銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>26 円 48 銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>26 円 91 銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流 30 アンペア	825 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,100 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,375 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	1,650 円 00 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 88 銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 48 銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 91 銭
契約電流	月額基本料金																														
30 アンペア	810 円 00 銭																														
40 アンペア	1,080 円 00 銭																														
50 アンペア	1,350 円 00 銭																														
60 アンペア	1,620 円 00 銭																														
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 52 銭																														
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 00 銭																														
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 42 銭																														
契約電流 30 アンペア	825 円 00 銭																														
契約電流 40 アンペア	1,100 円 00 銭																														
契約電流 50 アンペア	1,375 円 00 銭																														
契約電流 60 アンペア	1,650 円 00 銭																														
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 88 銭																														
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 48 銭																														
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 91 銭																														

<p>(2) marueC プラン ハ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、原則として、6 キロボルトアンペアから 50 キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4 (契約電力および契約容量の算定方法) により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。<u>この場合、基本料金、電力量料金およびその他必要な条件について、この供給約款によらず、お客さまと当社との間で協議により個別に定めるものといたします。</u></p>	<p>(2) marueC プラン ハ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、原則として、6 キロボルトアンペアから 50 キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4 (契約電力および契約容量の算定方法) により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。</p> <p>(削除)</p>																		
<p>ニ 料金</p> <p>(イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="152 727 1099 831"> <thead> <tr> <th>契約電流</th> <th>月額基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>270 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金 (円/kWh) は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="152 906 1099 1054"> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 42 銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流	月額基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 42 銭	<p>ニ 料金</p> <p>(イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 727 2078 778"> <tbody> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>275 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1131 906 2078 1050"> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 88 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 48 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 91 銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	275 円 00 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 91 銭
契約電流	月額基本料金																		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭																		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭																		
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭																		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 42 銭																		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	275 円 00 銭																		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭																		
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭																		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 91 銭																		
<p>15 低圧電力 marue 低圧プラン</p>	<p>(削除)</p>																		

<p>(追加)</p>	<p>marue 動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。</p>
<p>(追加)</p>	<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとなることがあります。</p>

(追加)	<p>(3) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、50 キロワット未満で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。</p> <p>ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。</p>		
(追加)	<p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		
(追加)	<p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1145 2078 1187"> <tr> <td data-bbox="1133 1145 1608 1187">契約電力 1 キロワットにつき</td> <td data-bbox="1608 1145 2078 1187">1,032 円 27 銭</td> </tr> </table>	契約電力 1 キロワットにつき	1,032 円 27 銭
契約電力 1 キロワットにつき	1,032 円 27 銭		

(追加)	<p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 277 2083 459"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階料金</td> <td>最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>17円20銭</td> <td>15円63銭</td> </tr> <tr> <td>第2段階料金</td> <td>[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>21円38銭</td> <td>21円38銭</td> </tr> </tbody> </table>	使用電力量		夏季料金	その他季料金	第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	17円20銭	15円63銭	第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円38銭	21円38銭
使用電力量		夏季料金	その他季料金										
第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	17円20銭	15円63銭										
第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円38銭	21円38銭										
(追加)	<p>ハ 省エネ割引 省エネ割引は、1月の使用電力量が契約電力1キロワットあたり50キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が0.5キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が1キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 671 2083 820"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th> <th>省エネ割引単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[契約電力×50]キロワット時以下のとき契約電力1キロワットにつき</td> <td>50円00銭</td> </tr> <tr> <td>[契約電力×50]キロワット時をこえるとき</td> <td>適用対象外</td> </tr> </tbody> </table>	使用電力量	省エネ割引単価	[契約電力×50]キロワット時以下のとき契約電力1キロワットにつき	50円00銭	[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外						
使用電力量	省エネ割引単価												
[契約電力×50]キロワット時以下のとき契約電力1キロワットにつき	50円00銭												
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外												
(追加)	<p>(5) その他 契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。</p>												
<p>18 料金の算定期間 料金の算定期間は、<u>前月の計量日（一般送配電事業者があらかじめ定めた、電力量が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）</u>といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、<u>供給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間</u>といたします。</p>	<p>18 料金の算定期間 料金の算定期間は、<u>託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）</u>といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、<u>供給開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日の前日までの期間</u>といたします。</p>												
19 使用電力量の計量	19 使用電力量の計量												

<p>(1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は供給地点で、30分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</p>	<p>(1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は供給地点で、30分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約を終了させる場合は、直前の計量日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</p>
<p>20 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ <u>電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは供給契約が終了した場合または需要場所を新たに設定した場合</u></p> <p>ロ <u>18（料金の算定期間）の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p>	<p>20 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ <u>電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p> <p>ロ <u>計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p>
<p>21 日割計算</p> <p>(1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>ハ <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）</u>は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</p>	<p>21 日割計算</p> <p>(1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>ハ <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。</u></p>
<p>(2) 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、<u>日割計算対象日数</u>には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。</p>	<p>(2) 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、<u>日割計算対象日数</u>には開始日を含み、終了日を除きます。</p>

<p>24 延滞利息</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金または工事費等から、消費税等相当額から次の算式（消費税等の税率が10%となった場合には10/110とする等、消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> $\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$	<p>24 延滞利息</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金または工事費等から、消費税等相当額から<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額を差し引いたもの</u>および再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額</u>の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(数式削除)</p>
<p>37 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>35（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p> <p>(2) <u>31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または43（解約等）によって供給契約を解約した場合もしくは供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p> <p>(3) <u>当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p>	<p>(削除)</p>



<p>(追加)</p>	<p>37 損害賠償の免責</p> <p><u>(1) 10 (供給の開始) (1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(2) 35 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(3) お客さまが 6 (供給契約の申込み) (4)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。</u></p> <p><u>(4) 31 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 43 (解約等) によって供給契約を解約した場合もしくは供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p> <p><u>(5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>39 供給契約の変更</p> <p><u>(1) お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6 (供給契約の申込み) に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものいたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、<u>小売電気事業者と一般送配電事業者との間の接続供給契約における供給契約の変更手続きが完了した日以降の最初の計針日に変更されるもの</u>といたします。</u></p>	<p>39 供給契約の変更</p> <p><u>お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6 (供給契約の申込み) に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものいたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、<u>お客さまの変更の申出にもとづく、小売電気事業者と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるもの</u>といたします。</u></p>

<p>56 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、<u>当社とお客さま供給契約の開始に先だち</u>、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。</p>	<p>56 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、<u>小売電気事業者との接続供給契約の開始に先だち</u>、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。</p>
<p>附則</p> <p>1 この供給約款の適用開始期日</p> <p>この供給約款は、<u>平成29年7月1日以降に</u>、供給を開始するお客さまに適用いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和元年10月1日から実施</u>いたします。</p>
<p>4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</p> <p>(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、以下のとおりとします。</p> <p>ロ 料金の算定</p> <p>(ロ) 当社は、20（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合は、基本料金について、以下の式により日割計算をいたします。</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$ <p>ただし、20（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p>	<p>4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</p> <p>(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、以下のとおりとします。</p> <p>ロ 料金の算定</p> <p>(ロ) 当社は、20（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合は、基本料金について、以下の式により日割計算をいたします。</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>(削除)</p>

<p>(ハ) 電気の供給を開始し、または本契約を終了させる場合のロにいう検針期間等の日数は、別表 6 (日割計算の方式) (2)の規定に準ずるものとします。この場合、別表 6 (日割計算の方式) (1)の「計量期間の日数」は、「検針期間等の日数」と読み替えて適用します。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(追加)</p>	<p>5 消費税法の改正にともなう経過措置      社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号）第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の適用を受ける、令和元年 9 月 30 日以前から供給契約が継続し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価は、次のとおりといたします。</p>

<p>(追加)</p>	<p>(1) III (契約種別および料金) の料金率については 14 (従量電灯) (1)ニ, (2)ニまたは 15 (低圧電力) (4)にかかわらず, 次のとおりといたします。</p> <p>イ marueB プラン</p> <p>(イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 391 2078 587"> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>810 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,080 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,350 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,620 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 635 2078 790"> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 42 銭</td> </tr> </table>	契約電流 30 アンペア	810 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,080 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,350 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	1,620 円 00 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 42 銭
契約電流 30 アンペア	810 円 00 銭														
契約電流 40 アンペア	1,080 円 00 銭														
契約電流 50 アンペア	1,350 円 00 銭														
契約電流 60 アンペア	1,620 円 00 銭														
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭														
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭														
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 42 銭														
<p>(追加)</p>	<p>ロ marueC プラン</p> <p>(イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 893 2078 944"> <tr> <td>契約電力 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>270 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 992 2078 1141"> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 42 銭</td> </tr> </table>	契約電力 1 キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 42 銭						
契約電力 1 キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭														
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭														
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭														
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 42 銭														

<p>(追加)</p>	<p>ハ marue 動力プラン</p> <p>(イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 295 2078 343"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,013円50銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 391 2078 571"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階料金</td> <td>最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>16円89銭</td> <td>15円35銭</td> </tr> <tr> <td>第2段階料金</td> <td>[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>21円00銭</td> <td>21円00銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 省エネ割引</p> <table border="1" data-bbox="1131 622 2078 774"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th> <th>省エネ割引単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[契約電力×50]キロワット時以下のとき契約電力1キロワットにつき</td> <td>50円00銭</td> </tr> <tr> <td>[契約電力×50]キロワット時をこえるとき</td> <td>適用対象外</td> </tr> </tbody> </table>	契約電力1キロワットにつき	1,013円50銭	使用電力量		夏季料金	その他季料金	第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	16円89銭	15円35銭	第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円00銭	21円00銭	使用電力量	省エネ割引単価	[契約電力×50]キロワット時以下のとき契約電力1キロワットにつき	50円00銭	[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外
契約電力1キロワットにつき	1,013円50銭																				
使用電力量		夏季料金	その他季料金																		
第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	16円89銭	15円35銭																		
第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円00銭	21円00銭																		
使用電力量	省エネ割引単価																				
[契約電力×50]キロワット時以下のとき契約電力1キロワットにつき	50円00銭																				
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外																				
	<p>(2) 別表2 (燃料費調整) の基準単価については、別表2 (燃料費調整) (2)にかかわらず、次の通りといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1131 877 2078 925"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>22銭8厘</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	22銭8厘																		
1キロワット時につき	22銭8厘																				
<p>別表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の <u>4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間</u>に使用される電気に適用いたします。</p>	<p>別表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の <u>5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間</u>に使用される電気に適用いたします。</p>																				

<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p><u>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間</u>に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p><u>お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間</u>に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
---	---

<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) <u>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円以上の場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(追加)</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) <u>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) <u>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合</u> 平均燃料価格は、66,300 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$																																
<p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <table border="1" data-bbox="152 879 1099 1369"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td> <td><u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td> <td><u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td> <td><u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td><u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td><u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	<u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u>	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	<u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u>	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	<u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u>	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	<u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u>	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	<u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u>	<p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <table border="1" data-bbox="1131 879 2078 1369"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td> <td><u>その年の 6 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td> <td><u>その年の 7 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td> <td><u>その年の 8 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td><u>その年の 9 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td><u>その年の 10 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td> <td><u>その年の 11 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td> <td><u>その年の 12 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td> <td><u>翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td> <td><u>翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	<u>その年の 6 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	<u>その年の 7 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	<u>その年の 8 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	<u>その年の 9 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	<u>その年の 10 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	<u>その年の 11 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	<u>その年の 12 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	<u>翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等</u>	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	<u>翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等</u>
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	<u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u>																																
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	<u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u>																																
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	<u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u>																																
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	<u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u>																																
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	<u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u>																																
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	<u>その年の 6 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	<u>その年の 7 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	<u>その年の 8 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	<u>その年の 9 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	<u>その年の 10 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	<u>その年の 11 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	<u>その年の 12 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	<u>翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等</u>																																
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	<u>翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等</u>																																

	<u>の期間</u>	毎年10月1日から12月31日までの期間	<u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u>
毎年6月1日から8月31日までの期間	<u>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</u>	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	<u>翌年の4月分の料金に係る計量期間等</u>
毎年7月1日から9月30日までの期間	<u>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</u>	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	<u>翌年の5月分の料金に係る計量期間等</u>
毎年8月1日から10月31日までの期間	<u>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</u>		
毎年9月1日から11月30日までの期間	<u>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</u>		
毎年10月1日から12月31日までの期間	<u>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</u>		
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	<u>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</u>		
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	<u>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</u>		
ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 <u>また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</u>		ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 (削除)	
(2) 基準単価 基準単価は、次のとおりといたします。 1キロワット時につき22銭8厘		(2) 基準単価 ロ 基準単価は、次のとおりといたします。 1キロワット時につき	23銭2厘



<p>6 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ <u>基本料金を日割りする場合</u></p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ <p>ただし、20（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p>	<p>6 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ <u>基本料金の日割計算</u></p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>(削除)</p>
<p>ロ <u>電力量料金</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(追加)</p>	<p>ロ 電力量料金の日割計算</p> <p>(イ) 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、marue 動力プランの場合は、(ロ)の方法により算定いたします。</p> <p>(ロ) 電力量区分の日割計算</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = \left[ \text{契約電力} \times 90 \right] \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>ただし、<math>\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}</math> は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、marue 動力プランの使用電力量のうち、第1段階料金を適用する電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げていたします。第1段階料金適用電力量をこえる電力量は第2段階料金を適用いたします。</p>
<p>(追加)</p>	<p>ハ 省エネ割引適用区分の日割計算</p>

	<p>省エネ割引適用電力量 = <math>\left[ \text{契約電力} \times 50 \right] \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}</math></p> <p>ただし、<math>\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}</math> は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。</p> <p>なお、省エネ割引適用電力量とは、marue 動力プランの省エネ割引が適用される基準となる電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げていたします。</p>
<p>ハ <u>日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</u> 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>ニ <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算</u> 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>
<p>(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう<u>計量期間の日数</u>は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 <u>開始日の直前のそのお客さまの供給地点の属する検針区域の計量日から、供給開始の直後の計量日の前日までの日数</u>といたします。</p> <p>ロ 供給契約が終了した場合 <u>終了日の直前の計量日から、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数</u>といたします。</p>	<p>(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう<u>暦日数</u>は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 <u>電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数</u>といたします。</p> <p>ロ 供給契約が終了した場合 <u>供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数</u>といたします。</p>

<p>(3) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で一般送配電事業者が計量器を取り付けない場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イにいう計量期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう計量日は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、終了日の直後のそのお客さまの供給地点の属する検針区域の計量日といたします。</p>	<p>(3) 19 (使用電力量の計量) (5)の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イにいう暦日数は、(2)に準ずるものといたします。</p>
<p>(4) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合</p> <p>そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 供給契約が終了した場合</p> <p>そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（終了日の前日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p>	<p>(削除)</p>